

# 2020年度「研究のすゝめ奨学金」奨学生 募集要項

## (文学研究科)

### 1. 応募者の要件：

次の条件を備えた、2020年度4月入学の文学研究科修士課程新入生であること。

(ア) 高い研究意欲を有し、将来優れた研究業績が期待できること

(イ) 人物が優秀で、健康であること

ただし、以下の者は対象外とします。

併給が認められていない奨学金を受給している者(予定者を含む)(自分が受給している、あるいは受給予定の奨学金提供者に、併給の可否について必ず確認のこと)

### 2. 待遇：

奨学金の額： 年額30万円

奨学金給付期間： 1年間

### 3. 提出書類：

- 奨学金申請書(所定用紙。塾生サイトよりダウンロード) 1通
- 研究計画書(書式自由 A4 用紙1枚) 1通
- 学部の成績証明書(学部在籍時の全ての成績が記載されたもの) 1通
- 奨学金振込口座届(所定用紙。塾生サイトよりダウンロード) 1通

なお、提出書類は返却しません。

### 4. 提出期日、提出先：

提出期日：2020年4月9日(木)16:45まで

提出先：慶應義塾大学 学生部 文学研究科担当

〒108-8345 東京都港区三田 2-15-45

提出方法：郵送または窓口提出

(窓口受付時間は、平日の 8:45～11:30 および 12:30～16:45)

### 5. 推薦決定に関する通知：

文学研究科での選考の結果、担当常任理事への推薦が決まった場合には、2019年5月14日以降(予定)にメールで連絡します。

選考に漏れた場合には連絡しません。

### 6. 本奨学金受給者の義務：

- 奨学生は、奨学金の給付を受けた年度の研究活動について、所定の報告書式により研究科委員長に報告しなければなりません。
- 奨学生は、大学院学則に基づく休学、留学、退学を行う場合や、本人および保証人の氏名、住所、その他重要事項に変更が生じた場合は、直ちに学生部に届け出なければなりません。
- 奨学生は、不適格と認められ奨学生としての資格を失った場合(休学、退学、停学の場合を含む)は、すでに給付された奨学金の全部または一部を返還しなければなりません。

### 7. 本件に関する問合せ先：

慶應義塾大学 学生部 文学研究科担当

Email: mita-bun@adst.keio.ac.jp

以上